

無線 LAN 通信サービス利用規約

京セラコミュニケーションシステム株式会社(以下「当社」という)は、「KWINS サービス利用規約」および「NET BUREAU 契約約款」(以下あわせて「当社規約等」という)に基づいて、料金その他の提供条件を規定する「無線 LAN 通信サービス利用規約」を定め、契約者に対して無線 LAN 通信サービスを提供します。

1. 当社の契約者は、当社が当社契約者であることを識別することにより、別に定める電気通信事業者が提供する無線 LAN 通信サービスを利用することができます。
2. 契約者は、当社の利用開始認証を受けて無線 LAN 通信サービスを利用したときは、第 8 項料金表の無線 LAN 通信サービス利用料の支払いを要します。
3. 無線 LAN 通信サービスに係る営業区域は、その無線 LAN 通信サービスを提供する電気通信事業者の契約約款等に定めるところによります。ただし、当該無線 LAN 通信サービスに係る営業区域内であっても、一部の区域又は電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
4. 第 1 項の規定にかかわらず、利用中止・停止等により当社規約等に基づくサービスを利用できないとき、又は当社及び電気通信事業者の電気通信設備の保守もしくは工事上やむを得ないときは、無線 LAN 通信サービスを利用することができません。
5. 前項の規定によるほか、無線 LAN 通信サービスの利用については、その無線 LAN 通信サービスに係る電気通信事業者の契約約款等の規定に準じて制限されることがあります。
6. 無線 LAN 通信サービスを提供する電気通信事業者の都合により、無線 LAN 通信サービスに係る利用条件等が変更されること又は無線 LAN 通信サービスの一部が廃止されることがあります。この場合、可能な限り当社はあらかじめそのことを契約者に通知します。
7. 当社は、無線 LAN 通信サービスの利用を通じて、契約者が被った損害又は損失などについて、当社規約等で定める場合を除き、損害賠償責任ならびに損失補償責任及びその他一切の責任を負わないものとします。

8. 料金表

基本料(月額)	1,500 円/ID
---------	------------

9. この規約は平成 16 年 10 月 1 日より施行するものとします。

[以下余白]